

---

## 平成18年第3回玖珠町議会定例会会議録(第4号)

---

平成18年9月12日(火)

---

### 1. 議事日程第4号

平成18年9月12日(火) 午前10時開議

- 第1 日程変更について(議会運営委員長報告)
  - 第2 追加議案の上程
  - 第3 町長の提案理由の説明
  - 第4 一般質問
- 

### 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 日程変更について(議会運営委員長報告)
  - 日程第2 追加議案の上程
  - 日程第3 町長の提案理由の説明
  - 日程第4 一般質問
- 

### 出席議員(19名)

1番	宿利俊行	2番	清藤一憲
3番	松本義臣	4番	高田修治
5番	秦時雄	6番	湯浅至
7番	江藤徳美	8番	藤野修二
9番	藤本勝美	10番	日隈久美男
11番	佐藤健次郎	12番	後藤勲
13番	穴井丈洋	14番	神田義彦
15番	安達宏彦	16番	片山博雅
17番	繁田弘司	19番	小野菊男
20番	横山富夫		

欠席議員（なし）

---

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 高倉益雄                      議事係長 穴井陸明

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林公明	助役	日隈紀生
教育長	西野重正	総務課長 兼自治振興室長	小幡岳久
企画財政課長	秋吉徹成	税務課長	大塚章雄
福祉保健課長	松山照夫	住民課長	中尾拓
建設課長	合原正則	農林課長	佐藤左俊
農林課参事兼 農業委員会 事務局長	小川敬文	商工観光課長	河島広太郎
水道課長	麻生長三郎	会計課長	日隈駿一
人権・同和对策 室長兼隣保館長	大蔵喜久男	学校教育課長	坪井万里
社会教育課長 兼中央公民館長	芝原哲夫	社会教育課参事	宿利博実
わらべの館館長	酒井恵一郎	行政係長	村木賢二

---

午前10時00分開議

○議長（横山富夫君） 本日の会議に途中退席の届出が提出されておりますので報告をいたします。

議員につきましては、3番松本義臣君所要のため途中退席の届出が提出されております。

おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いします。

会議中は静粛にお願いします。

なお、会議中の言論に対し拍手や可否表明言動は固く禁じられております。

なお、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影やカセットテープの使用、携帯電話の持込みは禁止されておりますので、ご協力をお願いします。

ただ今の出席議員は19名であります。

会議の定足数に達しております。直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

## 日程第1 日程変更について

○議長（横山富夫君） 日程第1、日程変更について、議会運営委員会委員長に委員会協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員長佐藤健次郎君。

○議会運営委員長（佐藤健次郎君） 皆さんおはようございます。

9月11日町長から追加議案の申し出がありましたので、本日午前9時30分より議会運営委員会を開催いたしました。

議案第125号、玖珠町教育委員会委員の任命について、以上追加1議案につきまして執行部より説明をいただきました。

追加議案は人事案件でありますので、取り扱いにつきましては慎重に協議したところであります。

その結果、本日の日程は上程のみとさせていただきます、質疑、討論、採決は本定例会の最終日に行いたいと思います。

どうかよろしくご審議の程をお願い申し上げまして、議会運営委員会の協議の結果につきましての報告を終わります。

なお、本日一般質問終了後、基地対策特別委員会を開催することとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（横山富夫君） ただ今、議会運営委員長より委員会協議の結果について報告がありましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山富夫君） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程はあらかじめお手元に配付されています変更日程表のとおり行うことに決しました。

## 日程第2 追加議案の上程

○議長（横山富夫君） 日程第2、追加議案の上程を行います。

議会運営委員長の報告のように、議案第125号は人事案件でありますので、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決は本定例会の最終日に行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山富夫君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会に追加されました議案第125号は、上程することに決定いたしました。

事務局長に追加議案の朗読をさせます。高倉事務局長。

○議会事務局長（高倉益雄君） 追加議案の朗読をいたします。

議案第125号 玖珠町教育委員会委員の任命について

以上であります。

### 日程第3 町長の提案理由の説明

○議長（横山富夫君） 日程第3、町長に提案理由及び議案の説明を求めます。

小林町長。

○町長（小林公明君） おはようございます。

本日は本定例会におきます一般質問の日でございますけれども、議会の格別のお計らいによりまして、日程を変更いただきましたことを、まずもってお礼を申し上げたいと思います。

それでは、本定例会の初日をお願いしておりました人事案件の追加議案1件について、提案理由の説明を申し上げます。

お手元に配付してございます追加議案集の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第125号は、玖珠町教育委員会委員の任命についてであります。

玖珠町教育委員会委員岸 敬亮氏の任期が、平成18年9月30日をもって満了するために、引き続き教育委員会委員として同氏を任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めますのでございます。

なお、参考資料として、黄色い用紙の方に参考資料として、同氏の略歴について掲載しておりますので、ご参照ください。

以上、玖珠町教育委員会委員の選任についてご同意を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

### 日程第4 一般質問

○議長（横山富夫君） 日程第4、これより一般質問を行います。

質問者は一般質問表の順序によりこれを許します。

会議の進行にご協力をお願いします。

最初の質問者は、11番佐藤健次郎君。

○11番（佐藤健次郎君） おはようございます。11番佐藤健次郎です。今回は福祉の佐藤から教育の佐藤に問題について質問していきたいと思っております。

1問目は、今年初めの4月、県教育委員会が実施しました、小学校5年生1万994人が受けました国語・算数と、中学校2年生の国語・数学・英語1万30人が受けました、基礎基本定着状況調査結果

が報告されていると思います。その結果を、報告をお聞きしたいと思います。その後、再質問をしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（横山富夫君） 西野教育長。

○教育長（西野重正君） 基礎基本の定着状況調査の結果についての報告をという佐藤議員の質問にお答えをいたします。

このテストは、この定着状況調査、いわゆる一斉学力テストにつきましては、4月に本町実施をいたしました。県内小中学校の児童生徒の学習指導要領に示された基礎的、基本的内容の定着状況を客観的に把握し、指導内容や指導方法の改善、充実を図ることにより、児童生徒の確かな学力の向上に資するという目的を持って実施したわけなのであります。

問題内容といたしましては、応用的な読解力、表現力をはかるために記述式の問題を取り上げております。今年度で4回を経ておりますが、この調査は県下の全公立学校該当学年のほぼ全員が参加をしておるところであります。

7月に発表されました県教委の内容によりますと、県全体郡市別の教科別偏差値平均を速報として発表しております。小学校5年生と中学校2年生を対象にしておるところであります。5年生はご指摘のように国語・算数、中学校2年生は国語・数学・英語の教科が実施されておるところであります。

発表されました今年度の玖珠郡の小学校5年生の偏差値を見ますと、国語が47.1、算数は46.1、中学校2年生の国語につきましては49.0、数学は47.8、英語は51.0というふうになっております。いずれも新聞で既にご承知かと思いますが、県平均を下回っておるところでございます。

児童生徒の学力は偏差値から判断できますが、これは平均点と得点の関係を示す値でありまして、そのテストの平均点が60点で、得点が60点であるとき偏差値は50となるわけなんです。基準値は50です。平均点を上回れば、偏差値は50以上になるということも考えられます。

本町の偏差値を県平均と比較をいたしてみますと、小学校では県偏差値より1～3の開きがございます。中学校は数学・英語は県平均と同じでございます。ただ、国語は1.4程下回ってるわけでございます。

教育委員会といたしましては、この速報をもとに分析をいたしましたときに、小学校では読み取りや文章題、応用力等を問われる問題の正答率に課題を残しておるところであります。

基礎基本の力が確実に着いておるかということになると、疑問あるところがございます。今後はこのような状況につきましては、しかるべき取り組み状況を展開していかなければいけないだろうというふうにとらえておるところであります。

以上であります。

○議長（横山富夫君） 佐藤健次郎君。

○11番（佐藤健次郎君） 今、教育長から答弁いただきましたが、この差ですね、1～3。平均点を越しておるところもあるようでございます。中学校2年生の英語等はですね。これをやっぱり平均ぐら

いにですね、上げるにはどうしたら良いかと言いますと、先生は、教育はやっぱり学校で始まるんじゃないかと思うんです。家庭もですね、始まると思うんですが、そういう取り組みをさっき、これから先、取り組みをしていかならんというご答弁でございましたが、どのようなやっていくかお聞きしたいと思うんですが。

○議長（横山富夫君） 西野教育長。

○教育長（西野重正君） 昨年、丁度この基礎基本の定着状況について、秦議員の方より質問をいただきました。その中で本町としてのこの反省に立っての取り組みについては申し上げたところでございます。

いずれにしろ、この結果を受けまして、各学校では、8月中に学校評議員や地域の代表に参加をしていただきまして、学力向上会議を開催し、各学校の持つ課題について論議をしておるところでございますし、また、職員会議等でこれらの分析を各学校ごとに渡しておりますので、詳細にわたって分析し、その学校の課題は何なのか、あるいは成果は何なのかということ等々について分析をし、その内容を教職員がそれぞれ共有化し、学校上げての取り組みということで、現在取り組んでおるところであります。

もとより、学校の実態把握と児童生徒の個人毎、教科毎の分析これらも今後の対応を話し合い、2学期からの取り組みを強化しておるところであります。

児童生徒の興味関心、意欲の向上目指し、授業内容や授業形態の工夫、改善をしたり、また、ドリルなどの反復練習の時間や読書タイム等を日々取り入れ、基礎基本の力の向上を目指していかなければいけないだろうというふうに考えておりますし、今、学校の方では学校毎にその実践に取り組んでおるところでございます。

議員ご承知のように、今回のは教科の偏差値ということで、知的学力として出ておりますが、学力という捉え方は、この知的学力を補完する他の学習要件も加えて、トータルとしてやはりこの結果について考察をしていかなければならないだろうというふうには考えておるところであります。

申し上げることは、知的学力を補完するいろんな各家庭学習の時間であるとか、家庭における生活習慣の問題であるとか、いろんなことがやはり関連をしてくるだろうというふうに考えております。

そういうことで、詳細にわたっては、議員、昨年の秦議員の質問に詳しく回答しておりますので、そのくらいの回答で終わりたいと思います。

○議長（横山富夫君） 佐藤健次郎君。

○11番（佐藤健次郎君） 2学期も始まりまして運動会シーズン。さっき教育長が言いましたように、課題を分析する、地域、教育、学校等も一緒になって課題を分析をしておるということでございます。秦議員に昨年議会のときも答弁したようでございます。

私は、この今回のですね、教育委員会の偏差値調査結果について説明を求めておるところでございます。去年した結果はどうかは私よく存じないんですが、今年は今年の結果が出ておると思うんです。

よ。そうしますと、16市郡ありまして16番目、ただ、教育長の言いますように、学力、読解力、基礎的なものと言いますが、この基礎的なものが出来てなければ次の段階に移らないんじゃないかと思うんですよ。

それで、これを向上するためには、学力を向上するためには、やっぱり教育委員会として、玖珠郡ですから九重町もあります。九重町を退ければうちはまだ上に上がっておると、玖珠は上がっておるちゃそれまでですが、一応玖珠郡として上がっておる以上、私は、町の教育委員会としても早目に分析、課題を分析して、結果を出して指導していかなければならないんじゃないかと思うんです。ただ分析、課題、分析中では、いつまで経っても子どもは一日一日と日経って終わるわけでございます。

教育委員会として、どういうふうに課題分析、もう1カ月経ちました。結果が出て1カ月経ちました。もう日がないんですから、できるだけ早目にですね、課題分析をいつまでしとっても分からないと思うんですよ。伸ばないと思うんですよ。それはさっき言いましたように、家庭環境、学校環境等いろいろあります。やっぱり学校の中で教育して学力を伸ばす、それはさっき言いましたように、ドリル等もありましょ、塾に行くのも良いでしょう、そういうのを抜きにしてですね、教育委員会として本当にやろうとしておることをお聞きいたします。

○議長（横山富夫君） 西野教育長。

○教育長（西野重正君） この夏期休業中に、小学校8校、中学校7校の全学校を私訪問をいたしまして、全校長に1時間から約1時間半にわたりまして、その学校の教育課題、とりわけ学力向上についての現状がどうなっておるのかと、あるいは課題は何であるのか、また成果はどうか、あるいは小中との連携はどうなっておるのかということ等々について、校長と直に面接をいたしまして、そのような内容について討議をし、校長にその学校のとりわけ課題については強く私の方から指導あるいは要望をしてきたところでございます。

議員ご指摘のように、私もこの結果については重く受け止めておりまして、そのように各学校長についての面接という方法をとってきたわけなんです。かなりその中で学校毎のやはり課題というのが見えてきました。そして、とりわけ個々の校長の、この県教委の基礎基本の定着状況の速報のいわゆる内容につきましては、重く受け止めておることでありまして、だからといって一朝一夕にその結果が出るとは限りませんが、そのような危機感を持って私の方も取り組んでおることについてもご理解を願いたいと思います。

○議長（横山富夫君） 佐藤健次郎君。

○11番（佐藤健次郎君） 考えてみますと、極端に低いわけじゃないんですよ。さっき教育長が申しましたように。やっぱそれでも家族と家庭としてはですね、やっぱり期待をするんじゃないかと思うんですよ。結果が16番目というよりかですね、中頃ならまあ親の責任は逃れにして、学校の責任にですね、教育が悪いという形に、まあやっぱり教育というのは、さっき申しましたように、家庭でするのも家庭学習も大事だし、学校でするのも尚更大事と思うんですが、これをいくらでも、16番目か

ら14番目、13番目ぐらいに上げるのが教育の原点じゃないかと思うんですよ。誰でも。それが塾にやったりドリルをうんとたくさんさせたりですね、各教科についての塾にやってる家庭もあるようでございます。

先生方にですね、まあ教育長さん大変申し訳ないんですが、現職先生上がりですから、あまり強く言われたいんじゃないかなと思うんですよ。そのことを言って良いか悪いか分かりませんが、なかなかですね、同じ同僚もおると思うし、そういうことはないと思いますが、やっぱりこれから先、教育の原点は学校にあると思いますから、是非ともですね、次回、来年はですね、また来年もあるか分かりませんが、来年の結果を見て、もし私がおらないときに誰か代わってですね、再度結果を報告してもらいたい。来年のことを言いよると笑われますが、そういうことでございますので、是非とも校長等にご相談申し上げ、学力の向上に努めていただきたいと思います。

私も、学校時代はあまり、帳面が1冊あれば6年間終わるという生活でございましたので、あまり深くは追及いたしません、妙なもので、自分が悪ければ尚更、子ども、孫に期待するのが親でございます。祖母でございます。是非ともこれから先、玖珠町の教育が1点でも2点でも向上することを祈っております。よろしくご指導の程お願いします。

では、2問目に入りたいと思います。

2問目の、交通安全協会に対する漠然とした考えというか、対することを答えよという漠然とした質問をしてあるようでございますが、担当課長交通安全に対する担当は総務課長でございます。一言総務課長、お宅は、小幡総務課長、免許証の切り替えどこに行きますか。警察に行きますか。

○議長（横山富夫君） 小幡総務課長。

○総務課長兼自治振興室長（小幡岳久君） 警察でございます。

○議長（横山富夫君） 佐藤健次郎君。

○11番（佐藤健次郎君） これ警察じゃないんですね。警察署の中にあるんですよ。申し訳ありません。ちょっと事前打ち合わせをすればよかったですけど、今から質問します。

交通安全協会に対する考え、また、玖珠郡交通安全大会実施するか、これまで振興局があるときはですね、振興局の中に郡交通安全推進協議会がありましたが、西部振興局になった途端に、これ解散したんですね。それまでに立ち上げをするに3回ぐらい会議をしたんですが、とうとうまとまらなくてそのままになっておるようであります。今後、玖珠郡安全推進協議会を設立する考えはあるかないか。

今突然の質問に、総務課長は警察ということでございましたが、免許証の切り替えは、これは委託事務で交通安全協会がしておるんですね。こういう漠然とした、漠然とじゃ悪い、ボランティア活動と言えばそれまでですが、玖珠郡の交通安全協会の支部は警察署の窓口のところにあります。

次の話に変わりますが、推進大会を、大体今度の9月の21日から30日まであります。例年なら、今までなら、玖珠郡交通安全大会というのを九重でやって、玖珠でやり、交互にやっておったんです



が、郡の振興局のあるときには。これがなくなって21日もできません、今年は。それについてですね、もう2カ月前から、町に支部長と事務局長と安全協会の事務局長と警察の担当の方が来てお話をして、前向きに検討するという、全員協議会を作るという前向きのお話をいただいたんですが、2カ月経ってもまだ返事がなくて、一昨日ぐらい、昨日ですか、先週の金曜ぐらいですか、来て、大体話ができようですが、立ち上げをするかしないかお聞きいたします。

○議長（横山富夫君） 小幡総務課長。

○総務課長兼自治振興室長（小幡岳久君） 突然のご質問で困惑をいたしまして、警察署というふうにお答えをすればよかったかなと思っております。

議員のご質問についてお答えをしたいと思います。

まず、交通安全協会について若干説明をさせていただきたいと思っております。大分県の交通安全協会玖珠支部は、事務局を玖珠警察署の中に置いております。郡内の14分会、詳しく申し上げますと、13の地域支部分会と自衛隊であります。そのほかに女性ドライバー協会が加入をしてるということであり、14分会をもって構成をされておまして、従来どおりの活動を行っております。町といたしましては、その活動を支援しているところでございます。

ご指摘の、郡の交通安全大会についてであります。玖珠郡の交通安全推進協議会の主催で、秋の全国交通安全運動週間に合わせて、会場を両町の持ち回りで開催をいたしておりました。協議会の解散によりまして、郡大会の開催は難しい状況になっております。しかし、郡単位での警察署長、交通安全協会表彰が行われるので、何とか一緒にできればと考えております。

郡の協議会についてでございますが、その事務局を担当いたしておりました大分県玖珠九重振興局の総務課の方が、平成18年4月1日から西部振興局に統合をされました。そのために、平成17年度中に鋭意県の振興局、両町、交通安全協会玖珠支部で協議を行ってまいりました。両町による新しい事務局の立ち上げ案が模索をされましたが、2町によるものは難しいということになりました。

しかしながら、大会時に郡や県などの安全協会表彰や警察署長表彰が行われるため、交通安全協会に事務局の引き受けをお願いをした経緯があります。その中で、安全協会の考えは、対応はできないという回答でございまして、郡の協議会の継続は困難なため解散となり、現在に至っております。

これまでは郡の協議会が存続したために、協力する形で交通安全を進めてきたところであります。玖珠町としては玖珠町交通安全の保持に関する条例で玖珠町交通安全推進協議会を設置することにされておりますので、玖珠町独自で組織を作り、交通安全運動の推進を図りたいと考えております。このようなことから、大会については両町事務局による2町交代を、交互開催で続けていくような形が可能かどうか、2町で協議を進めてまいりたいと考えております。

以上が現状でございます。

○議長（横山富夫君） 佐藤健次郎君。

○11番（佐藤健次郎君） 条例があるんですよね、条例があれば早く立ち上げてもいいんじゃないか

など思うんですよ。それはいろいろ内部事情はあるからできないと言えればそれまでですけど。

交通安全協会玖珠支部、さっき総務課長も縷々、14支部あるという答弁でございました。そのとおりでございます。この安全協会はですね、私は、今から先、一番高齢化時代に対しては、今、自動車免許時代、モータリゼーション、ほとんどの方が免許を持っております。今、玖珠郡で免許人口が1万8,712名、車両が2万8,464台、これは去年17年度ですね、これだけあります。免許証はほとんどもう玖珠郡で8割方ぐらい持ってるようですね。

それにつけて、やっぱり玖珠の行政も大きな金額を助成していただいております。大変助かっておるんですが、こういう大きな人口、免許人口があるからですね、できるだけ早く作って、1件でも事故を減らす運動を展開していただきたいと思います。

これから先あまり総務課長に質問することもないんですが、一応、皆さん交通安全協会に対してはあまり認識がないんですよ。自治消防団に対してはですね、生命と財産を守る消防団、大分県でも素晴らしい自治消防団ですが、交通安全協会に対するあれはあまりないんじゃないかなと思うんです。今度も、さっき申しましたように9月21日から30日まで年間5回あります。えっ、5回もあるかという人もおるかも知れませんが、4月の6日から15日、7月が14日から23日、10日間、今度が秋の全国大会が21日から30日、10月が高齢者に対する運動があります。12月が15日から正月の4日までですね、年5回ほどこういう期間を設けてやっております。今度、21日もですね、多分執行部の方は各210号線沿いに7時半から出て、街頭指導するんじゃないかと思っております。我々、我々ちや自分もですね、今、北山田を担当しておるんですが、7時半から出て8時5分か10分頃まで街頭指導します。夏暑い時、冬の寒い時30分間、暑い中でも寒い中でも耐えて指導しております。

年間ですね、出る人に限ると、見ますと、北山田等、出ずら表というのを作ってあるんですよ。こういう出ずら表を作ってチェックするわけです。分会長がですね。朝出て誰が出ちよる、どこに、北山田の場合7カ所、7カ所出て、各担当を決めております。そしてその中で、分会長が、ここは誰が出ちよる、毎日チェックするわけでございます。これだけボランティア活動をやっておるんです。その割に何か目につかないといえますか、目立たないといえますか、地味なボランティア活動ではないかなと思っております。

そういう活動をする中でも、最近、大変賑わしております飲酒運転、この結果をちょっとご報告申し上げておきます。今年度1月から、もう今年度で、1月から3月までの3カ月間ですけどね、まあすごいですね、飲酒運転が玖珠町で15件、3カ月間ですよ、九重町で10件、合計25件、シートベルト、停止違反言えばきりがありませんが、まだまだ飲酒運転等もこんなに多いんです。これを阻止するために、防止するために我々地区民が、地区から指導員が出ておるんですが、指導を、朝出て指導しておるところでございます。

この場を借りて、やっぱり皆さん方執行部の方にも、議員の皆さんにも、町民の皆さんにもですね、これだけ活動しようということ、今まで協会もちょっと甘いところがあって、あまり宣伝するもん

じゃないんですけども、大袈裟にはしません。期間中は幟等を立て街頭指導もするんですが、本当に文書的にも指導した、お願いをするということはありませんが、そういう地道な活動です。

まあ死亡事故についても、今年は大変皆さん方の、町民の皆さん方、郡民のご協力で、死亡事件がまだ1名です。去年は現在のところで、8月29日現在で去年は4件あったんですが、今年は1名で今のところ、この前会議がありましたときこのまま年末まで過ごして、過ぎ去っていききたいという課長の話でございました。これもですね、皆さん方から町民から我々ボランティア活動しよる人たちも一生懸命努力をしておるんじゃないかなと思っております。

課長、いつ頃立ち上がりますか。

○議 長（横山富夫君） 小幡総務課長。

○総務課長兼自治振興室長（小幡岳久君） ご答弁の中で、設置をするというふうに答弁を申し上げました。既にもう人選に入っておりまして、今まで郡の協議会がありましたので、町独自のものは設置をいたしておりませんでした。ですから早急にもう設置はできる状況になっているということと、あと1つ、交通安全協会に対する執行部の考え方がありますが、議員言われました週間の部分については、課長会がある度に、その旨を課長会で発表いたしておりますし、周知いたしておりますし、交通安全の係を1名専属配置をしておりますので、町として交通安全に対して認識がないとそういうようなことは決してございません。精一杯の取り組みをしておるつもりですが、今後ともそのような形で職員には指導してまいりたいと思っております。

また、今月の19日には警察署の方をお願いをいたしまして、職員の安全教育を実施をする運びとなっております。よろしく願いいたします。

○議 長（横山富夫君） 佐藤健次郎君。

○11番（佐藤健次郎君） できるだけ早くして安全大会を開くような準備をしていただきたいと思えます。

最後になりますが、皆さんにお願いしたいのは、大変、今交通安全協会に会費を500円、年間500円ですよ僅か、ビール500ミリ1本分ですか、その会費を、納められんなあもならんき、ほとんどある新聞で見ますと苦情が出ております。安全協会何しよるかというような新聞、西日本新聞等は、福岡等は特に多いようでございますが、是非ともこの年間会費を500円を納めていただきたいと思えます。今、加入率を見ますと、先月8月は60%、加入率が。去年までは80%ぐらい、79.4%ぐらいいきよったんですよ。特に、最近は、大分に行く関係もありますが、大分に行った分は各支部に返ってくるようでございます。加入率が大変率が悪くなっておりますので、何かの機会がありましたらですね、この場を借りて、お願いと言えおかしいんですが、まあそういう気持ちになってもらいたいと思えます。交通安全協会がなくなると、大分に行かなければなりません。わざわざ1日勤め人の人は大分まで行って切り替えにゃ、やっぱり交通安全協会があつて地元にあつて我々は、ただ、今行きよるきなんのこたあねえわという気持ちではなくてですね、是非とも交通安全協会の年会費の500

円を納めて、安全協会の存続をお願いするところでございます。

一応安全協会推進大会も協議会もできるようにございます。是非とも早目に作って、玖珠郡でも表彰される方もだいたい決まっておるようにございます。是非とも早目の開催をお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（横山富夫君） 11番佐藤健次郎議員の質問を終わります。

次の質問者は、5番秦 時雄君。

○5番（秦 時雄君） 5番秦 時雄であります。

本日は、町民の代弁者としてこうしてここに代表質問、質問ができることに対しまして大変に身の引き締まる思いでいます。

通告に従いまして、議長のお許しをいただきまして順次質問をさせていただきたいと思っております。

本日の通告には大きく3点にわたって質問をさせていただきます。

まず、初めに浄化槽についてであります。

今年18年度の3月議会において、浄化槽の清掃料金についての質問をいたしました。今回、再度執行部の考えをお聞きしたいと思います。

まず、一般廃棄物処理法第6条の1項の中に、「市町村は、市町村の区域内の一般廃棄物処理計画を定めなければならない。」とあり、また、一般廃棄物処理法6条の2第1項には「市町村は、計画にしたがって一般廃棄物を収集し、運搬し、処分をしなければならない。」とされております。一般廃棄物の処理とその責任は市町村が負うときちっと位置付けられております。

さて、玖珠町におきましては、玖珠町内における浄化槽管理会社が一般廃棄物の収集、運搬の料金、即ち清掃料金について日田地域広域行政事務組合の条例で1リッター8円40銭として定められているにもかかわらず、他の料金が加算されているとして、清掃業者にこの条例で定められている金額で清掃を行うように要請したところ、断わられていて、今浄化槽の汚泥の収集が5カ月止まっているという事態が起こっているようであります。これはどちらが悪い、良いという問題でなく、実際こういう問題が起こっていることに対して、この事態について、町は掌握しているのか、そして、このような事態に対してどのような対処をしているのか、まず初めに伺いたいと思っております。

○議長（横山富夫君） 中尾住民課長。

○住民課長（中尾 拓君） 今、議員さんご指摘の清掃が止まっているということでございますが、浄化槽法によりまして、清掃につきましては年1回の清掃は義務付けておりますので、そういうことはないと思っておりますし、ないように指導していきたいと思っております。

○議長（横山富夫君） 秦 時雄君。

○5番（秦 時雄君） 今の1年に1回の清掃に関してはまた質問を後からさせていただきますけれども、まず質問の第1といたしまして、浄化槽の汚泥の収集、運搬、清掃料金について全般的に質問を行ってまいりたいと思っております。

料金については、非常に今、玖珠町民の皆様には浄化槽を設置している玖珠町民の皆様にはですね、非常にこれは関心のあることでの1つではなかろうかと思っています。なぜならば、その地元のマスコミ誌がですね、これは取り上げて広く町民に知れたという1つのことがありまして、この料金については非常に注目をされている。

先程言いましたように、今年の3月議会においてその浄化槽の清掃料金について、日田広域事務組合で条例で1リッター8円40銭という条例で定められているわけでありましてけれども、その他の料金、私は3月議会のときには、この料金というのは1リッター8円40銭以外の料金が加算されているのではないかという質問をいたしましたけれども、いろいろ調べてみますと、清掃作業、技術料というのがですね、そういうことで加算されているというのでありますけれども、これはまあどういふこれは料金の設定なのかということをおは質問をいたしました。それで、町の答弁ではこの清掃料金についてはですね、設置者、要するに私たち町民、設置した町民と清掃業者の問題であり、町が関与すべきではないとの答弁でありましたけれども、今もその考えというのは変わりはないのでしょうか。

○議長（横山富夫君） 中尾住民課長。

○住民課長（中尾 拓君） 3月の議会でご答弁いたしました、清掃料金、し尿の運搬収集、清掃料金については、行政が関与すべきではないと今でも考えております。

○議長（横山富夫君） 秦 時雄君。

○5 番（秦 時雄君） 今の答弁で行政が関与するものではないという課長の答弁でありましたけれども、これはですね、いろいろ一般廃棄物処理法そういうのを勉強していく中で、やはりこれはちゃんと清掃料金は定めなければならないというですね、ということになっておるといことが私は認識をいたしましたし、その根拠は課長さんが3月議会のときに答弁の中で言われたし、私もこれは質問をいたしましたけれども、その一般廃棄物処理法の第7条の1項、これには、一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者は、その管轄する…、中を抜きますけれども、市町村の許可を受けなければならない。これは一般廃棄物収集運搬者（業者）ということですね、位置付けられておるわけでありませう。

そしてまた、第7条の6項には、その一般廃棄物の処理を業として行う者は、その区域の管轄する市町村の許可を受けなければならないということで、この第6項は一般廃棄物の処分業者ということですね。そういうふうになるかと思えます。

ということで、その第7条、一般廃棄物の7条の12項の2はですね、先程言いました7条の1項と7条の6項、第1項の許可を受けた者、一般廃棄物収集運搬者及び6項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物の処分業」という。）は、一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分につき当該市町村が地方自治法第228条第1項の規定により、条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない。こういうふうな条例で定義されておるわけでありましてけれども、この内容というのは、一般廃棄物である浄化槽汚泥については、廃棄物処理法第7条第2項の趣

旨によると、第1項の許可を受けた者は一般廃棄物である浄化槽汚泥の収集及び運搬につき、玖珠町が地方自治法第228条第1項の規定により、条例で定める収集及び運搬に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならないとされている。

したがって、一般廃棄物である浄化槽汚泥の料金は、条例である1リットル8円40銭を超えてはならないと定めているのであります。即ち、一般廃棄物の手数料は条例で定めなければならないと、私はそういうふうに書いておるのでありまして、これについて、この町の執行部の意見を、その技術手数料は何の根拠をもって料金に加えられておるのかということであります。

そこで、その質問についてですね、これは何の根拠をもって、条例ではこういうふういきちっと定められているのですね、この料金については決められない、料金は決められない。これは県の意見もそういうことでした。だから本町のその技術料は、何の根拠をもって要件に加えているのか、認めているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（横山富夫君） 中尾住民課長。

○住民課長（中尾 拓君） 議員さんの質問が多岐にわたりますので、各条文にわたっておりますので、町の考え方を述べさせていただきたいと思っております。

浄化槽法第35条におきまして、浄化槽の清掃を業として行おうとする者は、町長の許可を受けなければならないということになっております。

また、浄化槽から引き出される汚泥の収集運搬を業として行うためには、清掃業とは、浄化槽の清掃業ですね、清掃業とは独立した業務として廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条に基づきまして、一般廃棄物処理業の許可を受けなければならないこととなっております。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12項では、条例で定める手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならないということになっております。日田玖珠広域圏事務組合が許可を行っておりますし尿の収集運搬につきましては、日田玖珠広域行政事務組合の条例におきまして、1リットル当たり8円40銭と定めているところでございますし、し尿の収集運搬の料金は条例の範囲内で許可業者が徴収をしているところでございます。

また、地方自治法第228条で分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項につきましては、条例でこれを定めなければならないとなっておりますが、この規定は町が直営、委託も含むわけでございますが、その場合の規定でございます。しかし、浄化槽の清掃料金につきましては、町の直営（委託を含む）ではございません。浄化槽清掃の許可業者が業務を処理しておりますことから、条例では定める必要はないというふうに考えております。

それから技術料の件でございますから、浄化槽法施行規則第3条の規定で技術料の基準がございしますが、浄化槽の正常な機能を維持するため、必要な技術的基準をその中で定めているところでございます。

以上でございます。

○議長（横山富夫君） 秦 時雄君。

○5 番（秦 時雄君） 浄化槽の一般廃棄物のその収集運搬業者、一般廃棄物処理業者、これは市町村の許可でありますね、許可であります。しかし、これはちゃんと条例で定めなければならないとなっておりますね。そして1つは、今、先程、私が日田郡、玖珠、同じ広域圏内のその浄化槽清掃の料金を見ますと、確かに日田市は8円40銭で、浄化槽の汚泥の収集をやっております。そして、例えば中川とか旧日田郡そういうところは10円60銭であります。プラス消費税ということになりますけれども、これは条例で8円40銭と決められていることでもありますけれども、これはどうなんだかなという疑問はありますけれども、とにかく非常に広い広域の日田はですね、郡内、郡は中津江、上津江、大山町、天瀬それらを含んでおりますので、それだけ非常に汚泥の収集運搬に関しては、それだけ運賃もかかろうかと思うわけでありまして、10円60銭というのは、私なりにですね、これも決められてるのにおかしいなと思いつつながら、それはそれなりの1つの料金かなと自分では納得するわけでありまして。

そして、先程ですね、今課長が言われた技術料なるものということでもありますけれども、要するにその浄化槽の汚泥は一般廃棄物、し尿も一般廃棄物です、これはもう間違いない。その一般廃棄物の収集運搬業というのは、家庭にある浄化槽からその汚泥を収集して、取り出して、そして運搬する。そして一般廃棄物の処理業者というのは、その汚泥を玖珠なら玖珠の北山田にある玖珠環境衛生センターのその処理に入れる、この2つのことがあるわけですね。

その中で、要するに汚泥を抜き取り、先程課長がその技術料なるものはそこで清掃したりやっぱりそういう確かにですね、今課長が言われた、環境条例第3条において、その浄化槽施行規則第3条ですね、清掃の技術上の基準ということが確かにありますですね。しかし、これはいろんな専門家、いろんなご意見、実際にそういった浄化槽の管理を行っている管理士の方のご意見を聞くと、その汚泥を収集する作業は要するに収集運搬者がやるわけですね。しかし、その中の清掃というのはですね、それは浄化槽の管理者、管理士、管理士のこれは領分である。

だから第1槽、浄化槽第1槽、第2槽、3槽とあるわけですが、汚泥が中に入って、そして中で溜った中間の が次の槽に行きます。そこではろ床と言ってバクテリアが有機物を処理するバクテリアがいっぱいいます。そしてそのろ床というその装置の中にいろんな汚泥が溜るわけですね、くつつくわけですね。それでそれは要するに新しい今の浄化槽、多分あれは玖珠がやってる、推進してる浄化槽、新しい最新式と思います。これなんかはもう自動的にその下の汚泥が下に落ちるような装置が付いてるわけですね。そしてそれを手動で出ないとしない。ないとそれが下に落ちない装置のものは、それは浄化槽の管理士が1年に4回の管理を行ってボタンを押して逆流を起こす。そして中の横の汚物を下に落とすという作業ですね。

そういうことであってですね、私は今課長の答弁の、そういう清掃の技術上のそういうものがあるんだというですね、それも私もそうかなと思ったんですね、実際ですね。いやそうではなくて、これ

は浄化槽の管理士に聞けば、1回の汚泥の状態、その第1室にある汚泥をガラス棒、透明な管を下に突き刺して、そして上に上げてその上に浮かんでる滓ですね、そして中間の水がきれいなものがあります。そしてその下に汚泥が溜ってるんですね。だからそういうのを検査しながら、例えば二次槽の中のそういった有機物バクテリアが入ってるその槽の槽も、やはりガラス管でそこにその水を入れて、どれだけ汚泥が溜っているかをこれ判断する。そういうのは40分くらいかかるんです。きちっと管理士がその管理を点検をすればですね。だからその技術料の基準といっても、その部分は、その部分はもう浄化槽管理士が行っている作業であって、そこにそういう作業をする余地というのはですね、この技術上の清掃を抜き取った後またするというね、それはそこまでの今は浄化槽は進化しててそこまでする必要はない。ではこれは管理士のやることで分野であってですね。

そういうことでありますけれども、その今さっき課長からも清掃の技術上の基準の中で浄化槽技術料が加算されているというですね、そういうことが当てはまるのかなという私は感じなんですけれども、課長はどのようにその件について。

○議長（横山富夫君） 中尾住民課長。

○住民課長（中尾 拓君） 議員さんの質問が、清掃業やら保守点検業の詳細な面についての質問でございます。ここで詳細なことについてお答えをするのはどうかと思いますが、清掃業者の指導監督、それから保守点検業者の指導監督等を行う団体は県でございますので、後日県とも協議しながらお話をしたいと思っております。

○議長（横山富夫君） 秦 時雄君。

○5番（秦 時雄君） 清掃料金については再度お答えをいただきましたけれども、町が関与する問題ではないということ。

でありますけれども、これはこの清掃業というのは、この清掃、一般廃棄物のこの処理というのはですね、これは町の重要なこれは事項だと思いますよですね。だから私はその料金について、これは町は関係ないとかそういう問題ではないと思いますし、確かにこの料金を設定するに当たってですね、やはりこれは8円40銭、1リッター8円40銭に関してはですね、やはりこれは日田郡全体を見て、玖珠郡全体を見て、そしてこの手数料が条例でそういうふうに定めているということは、その許可業者がこの利潤のあるようにきちとした、損をしないようにというですね、そういう中できちっと8円40銭というのが決められているのが本当だと思いますし、ましてちょっとですね、どうしても日田は技術手数料8円40銭でその浄化槽の清掃がなされてるわけですね。ここはどうして違うのかなと。

確かにですね、これは全国的に見ますとね、非常にそこらへんの問題があるわけですね、実際にですね。それで私もそこらへんでこの8月環境省に伺いました。やっぱり県で言っているようなことを言うんですね。ということは、やっぱり逃げているとしか、ぼやかして逃げているとしか考えられないような、ちょっと私は理解に苦しむことが多いです。

そういう中で、今回、この9月議会で玖珠町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例というのが



ですね、この議案が議案第110号が上程されております。これは本当素晴らしいなと思っております。その中には、この条例をずっと見ますと、(町民の責務)(町長の責務)や(指導助言)そして(事業者の減量義務)この中を見ますと、非常にですね、要するに廃棄物の排出を抑制するという、これに非常に重きを置いてるように思われます。そうなりますと、一般廃棄物であるし尿、浄化槽の汚泥に対してもですね、できるだけこれを抑える、できるだけそれは出るものですね、これはこう仕方ないんですけども、ここでまた説明をいたしますけれどもね。

この廃棄物処理等に関する条例がここに制定、上程され制定されようとしていることに対して、これは良い、素晴らしい条例だなと思っております。そこでですね、浄化槽、浄化槽は5人槽からずっと100人槽、200人槽とあるわけでありまして。それで、今一番問題になっておるのが、例えば一番最小単位である5人槽に関して説明すれば、5人槽の浄化槽設置していても、実際に使ってる人は家の中の人1人とか2人、そういう家庭が多いわけです、割とですね。そういう中であって、1年で浄化槽の法の、浄化槽法の第10条で、1年に1回の清掃をしなくてはならないという1つの法が定められているわけですね。そして、しかしながら1人しかいないのに、これは5人分、1人しかいないので溜らんわけですね。溜らないわけです、汚泥がですね。汚泥が溜らないんです。本当は、厳密に言う、清掃しなくても良いわけです、これは本当はですね。それを決められていますけども、決められているんですけども、実際清掃はせんでもですね、2年3年この管理士が、浄化槽管理士がちゃんと管理して、年4回の点検をきちっとしていれば、浄化槽のその汚泥は収集は本当はせんでも良いはずなんです。本当はですね。それがですね、1年に1回その玖珠町においては浄化槽の管理上汚泥というのはきちっとやっぱり抜かれているとかですね、一般の料金表を見ますと、5人槽はなんぼなんぼとなっております。それによってきちっと毎年、1年1回1人しかいないのに、その汚泥もちよっとしかないので、きちっとすることは非常に不経済であってですね、その点に対して非常に町民が、たった1人しか人がいないのにね、3人4人おるところと同じような料金を取られるという、この非常に不都合なですね、不条理なことが起こってるわけですね。

これに対して、やはりせっかくここに減量に関する条例というのが今回制定されようとしてますので、町としては、ここらへんはやはり積極的にやっば県とか国に働きかけてですね、そういう管理士の浄化槽管理士の判断によってね、1年にせんでんでも良い、2年にせんでんでも良いというそれをきちっと分かりやすくする必要はあるんじゃないかと思っております。

しかしながらですね、この浄化槽管理士、浄化槽管理士はかなり厳しい試験を受けているわけでありまして。その中に、浄化槽の管理士の方から見ればですね、確かに浄化槽法の第10条にそういうふうに1年に1回清掃をしなきゃならないと書かれておりますけれども、しかしながら浄化槽管理士はですね、その必要とする保守点検の結果清掃を必要とするか否か、即ち清掃時期の判断は浄化槽管理士が行うとこういうふうにならざるを得ないです。そういうふうには、法令でそういうふうにならざるを得ないです。そして、その中には、それは何の根拠かと言いますと、これはですね、また執行部の方が

調べていただくといひんですけれども、昭和61年1月13日付の、衛生の「衛」浄化槽の「浄」ですね、衛浄第3号厚生省通知によるとということ、その保守点検の結果、清掃を必要とするか否か、即ち清掃時期の判断は浄化槽管理士が行うということになってるわけですね。そういうことなんです。

1年に1回清掃しなければならない。しかしながら、それは浄化槽その管理士の判断によるということですね。そこらへんで非常に矛盾があるわけです。

そして後、次の質問にまいりますけれども、そこらへんはよく調べていただきたいと思います。これは重要な問題でありますし、管理士の方はそういうふうにご教育受けてる。だからその浄化槽法の10条に対して非常に矛盾をするわけですね。だからそこへんをはっきりを、きちっと分かりやすく、本当はこの料金についてもきちっと定めなければならないというふうにはなっていると把握しております。そういうことで、今さっき言われたように、言ったようにですね、この新しい玖珠町の廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例がいよいよこれ制定されようとしておりますので、制定されたならばですね、そこらへんのこの無駄な収集をしなくてもいいような何か良い手立てはないのか。これを、直接今、環境衛生センターこの処理のその料金にも係ってくると思います、料金にもですね。処理、たくさん物を持っていけばそれだけ処理費がかかるわけですから、少なくなるということではですね、非常にこれはもう良いことではなからうかと思っておりますので、そこらへんもいろいろ皆さんも、執行部の皆さんですね、いろいろやっぱり勉強されて検討されて、やっぱり無駄なことはしない、そういうふうなことをやっぱりこれからいろいろ考えられて、行政に当たられていっていただきたいと私は思っております。

そしてですね、もう1つは、これはいろんな報道、例えば身近なもんで1つのこれはマスコミですから、この料金についてですね、料金について、県外の業者が玖珠の浄化槽の管理を委託をして、あるスーパーですね、そこでは非常に安く、8円40銭で行えるようになってるというそういう記事がありましたけど、これは正しいかどうかということとは別にしましても、仮にそういうことがあったらやっぱりそれなりですね、町はそれなりにやっぱりその業者に対しても、業者というか清掃業に対してもいろいろ指導はやっぱり行っていくんでしょうか。仮にあったとしたらですね、ということは今問題になってる8円40銭だけでやってた、1リッター8円40銭だけでやってたとしたら、町としてはやはり、これは町の町民として非常に不公平感があるわけですからですね、それなりに町としてはやはり指導といいますか、どういうことなんだろう。今、料金は行政は関与しないと言ってしまえばですね、自由だからそれで終わりでありますけど、そこらへんで町民のやっぱり感情というのがですね、やっぱりお汲みいただいて、そこらへんのことやっぱりきちっとやっていただきたいなど、仮にあったとしたらですね。

それでですね、時間がだんだんと過ぎて、そのことについて答弁をいかがでしょうか。

○議長（横山富夫君） 中尾住民課長。

○住民課長（中尾 拓君） 議員さんのご指摘の料金の問題について、町も詳細に把握しておりませんし、業者等にはお聞きはしてみたいと思っております。

○議 長（横山富夫君） 秦 時雄君。

○5 番（秦 時雄君） 浄化槽のイ、ロと浄化槽設置者の浄化槽本体の機能についての正しい知識の必要性を痛感する、その考えを伺うということで、これはさっき言いましたように、浄化槽のその機能とかですね、例えば皆さんが非常に不審に思ってる、5人槽の場合は1人しか住んでないのになぜ1年でね、その清掃しなくてはいけないのか、そんなことせんでいいじゃないかですね。だからある業者は、僕もいろいろ大分県下の清掃業者に聞きますと、きちっと計ってやってるところもあります。要するに浄化槽の、第1槽に棒があるんですね。透明なガラス棒がですね。突っ込んで下から栓をしてそれを引き出して、そしてちゃんと必要な部分、汚泥を抜く。汚泥だけを抜く。そしてそれによって料金が、そのときによって違うという、そういうことも私は聞いております。どこと、どこがやってるかということは、課長がそういうことを知りたいならまたお教えします。そこらへんはやっぱりですね、やっぱり研究しないと、余分なことをやって余分なことを払わされてですね、それが汚泥として処理場に行って、多かったらそれだけ料金が嵩むわけですね。経済効果も生まれますね、生まれますわね。そこらへんはよく勉強されてですね、していただきたいと思います。

それと次にまいります。浄化槽に関しては以上で終わりたいと思います。

次に、就学援助費についてであります。

これは、町民の方からお話を受けることもあります。この就学援助費、経済的理由によって就学が困難と認める学齢児童生徒との保護者に対して、必要な援助を行う就学援助についてでありますけども、その保護者が立替払いをした後、年3回保護者の口座に振り込みを行っている聞いておりますけども、収入が少ないために対象者、就学援助費になったのにも係らず、保護者が立替払いをしなければならないという矛盾を感じますけれども、保護者の負担を軽減するためにも支払い免除方式を採用すべきだと思いますけども、2点について伺います。

まず第1、本町の就学援助の申込みから給付までの方法と流れについて教えていただきたいと思えます。

そして、ロとして、保護者の負担を軽減するためにも、立て替えをしなくても済むように、その方法として支払い免除方式や委任払い方式を採用すべきだと思うが、その考えを伺いたいと思います。

○議 長（横山富夫君） 坪井学校教育課長。

○学校教育課長（坪井万里君） 議員さんのご質問にお答えをいたします。

まず、本町の就学援助の申込みから給付までの方法と流れでございます。

就学援助費とは、先程議員さんも申し上げましたが、学校教育法第25条及び40条の規定に基づきまして、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、就学援助費を交付することによって小学校及び中学校における義務教育の円滑な実施が行われることを目的に実施を

しておるところでございます。

本町におきましては、例年12月頃でございますが、学校を通じまして全児童生徒の家庭に就学援助のお知らせを配布するとともに、申請を希望する保護者から、1月末頃までに世帯表を添えて申請書を提出していただいております。

申請を受けまして、申請者の家庭状況等についての調査確認を民生委員さんに依頼しております。その調査を受けまして、2月に開催されます児童民生委員会において、申請者についての助言指導を受けておるところでございます。

その後、6月中旬頃に前年度の税の確定が行われますけれども、それを受けまして所得調査を行い、教育委員会事務局で認定案を作成をいたしまして、6月の定例教育委員会で認定を行っておるところでございます。

また、支払いについてでございますが、保護者から学校長宛の委任状を提出をしていただきまして、町から学校長の口座の方に振り込みをしております。そして、学校長が援助費が町より口座に支払われ次第、保護者への支払いを行っておる、これが流れでございます。

○議長（横山富夫君） 秦 時雄君。

○5番（秦 時雄君） 口の保護者の負担を軽減するためにもということで、その質問に関しても答弁をお願いしたいと思います。

○議長（横山富夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（坪井万里君） 保護者の負担を軽減するために立替えをしなくて済む方法として、支払い免除方式や委任払い方式を採用すべきではないかということでございます。

この援助費の支払いにつきましては、7月、10月、2月の3回に分けて支払いをしております。援助費の種類につきましては、学校用品、通学用品、戸外活動費、学校給食費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、医療費等々がございます。

ご指摘のように、支払いが、最初の支払いが7月ということになりますので、いわゆる4月、5月、6月分のこの支払いは保護者が立て替えといえますか、そういう支払いになっております。この修学援助の認定が、一度認定されればずっと認定されるというものではございませんで、毎年その申請をしていただいて、先程申しました6月の教育委員会で認定するわけですから、認定をするまでは修学援助費の対象者ではないというふうな認識をしておりますので、4、5、6月については保護者が実質立て替えをしていただいて、その後7月の段階で保護者の方にお支払いをするというふうになっておるところでございます。

また、免除の方式でございますけれども、これは日本国憲法26条第1項において「すべての国民は等しく教育を受ける権利を有しておる」と規定されておりますが、併せて第2項で「すべての国民は普通教育を受けさせる義務を負う」となっております。この義務には、保護者その子どもさんを就学させる義務を含んでおるわけでございますが、そのため、免除方式を採るのではなく、保護者が

自己の責任でその子どもさんに教育を受けさせるという法の精神を最大限に尊重できる現在の方式で援助を行っていききたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（横山富夫君） 秦 時雄君。

○5番（秦 時雄君） その就学援助費については、保護者の方からですね、そこらへんやっぱ必要なきにですね、それが必要なときに使えるというようにしてはならないのかという、やっぱり要望とかそういうのが私はあるんじゃないかと思えます。今はそういうふうに、今課長が言われたようなことかも知れませんが、この問題はやはりこの就学援助費については、玖珠だけの保護者の深刻なそういった要望だけではなく、これは全国的にこれはあることだと思いますし、皆そこらへんはやっぱり、そこらへんは今私が言ったように、立て替えとか免除方式でやっている自治体もあるように伺っておりますけど、是非このことはですね、困難だから、お金が必要だから、こういう就学援助費があるんだから、それがきちっとやはり必要なときに使えるように、やっぱそういう体制にしていただければね、これは保護者の方は大変に助かる問題ではないかと思っておりますけれども、そこらへんもう一度お考えをさせていただいてですね、保護者の立場に立って今言ったことが行っていくようにお願いしたいと思っております。

それで、時間がなくなりましたが、最後に、玖珠町立幼稚園の再編計画についてであります。

もう私はこの再編計画の質問は5人目となっておりますし、およその町の考えということですね、お聞きいたしましたけれども、この、私たち今急速な少子化、それらに対応するためにですね、幼稚園と保育園のあり方について様々な論議がされておりますし、玖珠町においても再編という大きな問題を抱えてるわけです。そういう中で、本町にある公立幼稚園を将来的に2園にするという幼稚園の再編について方針が打ち出されましたが、4つの幼稚園をどうすべきかということは行財政改革で出生率が期待できないと、子どもが、例えば八幡地区にはあの数字で示したように、非常に少ない。そういう、だから廃園、閉園、廃園ということで良いのだろうかというですね、そういう疑問もあります。

その財政上の発想をですね、例え園を廃止することは非常に財政改革、行財政改革になろうかと思っておりますけれども、その発想をする前にですね、私としてはやはり子どもをどうやって安心して産み育てるか、その視点から、まず幼稚園又は保育園改革をすることが先ではなかったろうかと私は思うのであります。この「育成支援行動計画 童話の里」立派なこの冊子があります。この中には非常に平成15年に公布された、次世代育成支援対策推進法というのが公布されました。国や地方自治体もとより企業や関係者挙げて、次代を担う子どもが健やかに生まれ育成される社会の形成を目指すこととしてますが、これを受けて、我が町も平成17年に「童話の里っ子教育支援計画」がこのように策定されております。

その中で、保育サービスの充実についての記述に、「保育サービスを受ける乳幼児数は全体的に減少

しており、定員割れる施設では見直しを迫られる」としているが、今回の幼稚園の見直しについての施策が将来的見通し、これが述べられてないのが私は残念だなど。今の少子化時代になって、母親の就労の増加の傾向の中ですね、将来的な幼稚園の定員割れの予測や保育所入所の希望の増加していくその中であって、全国の公立幼稚園では生き残りをかけて幼稚園の預かり保育や延長保育などを行っているのであります。

また、幼保一元化の動きは、既に1960年代にはもう少子化によって幼稚園や保育所が単独での経営が成り立たないということで、成り立たなくなってきた過疎地やその地域の取り組みが早くからなされた経過がありますし、町がこの計画を再編について、そういうふうな将来的2園にするということですね、どうにかならなかったのかなと、それを強く感じるのであります。

そこで、時間がありませんけれども、この幼稚園と保育所の機能を合わせ持つ認定子ども園、これは昨日の一般質問で答弁されていますけれどもですね、この10月からスタートする、大分県も9月議会で条例化して、10月1日からスタートするということがありますけれども、こういう対応というのをやっぱり素早く対応していく、こういうやっぱり作業をですね、やっぱりやっていくことが大事だと思います。執行部の答弁によりますと、保育士とその幼稚園の先生のいろんな配置のと等々問題があり、なかなか難しいという答弁でありましたけどね、それにしても、何としても各地域にあるそういった公共的なまず学校、幼稚園、これは非常に重要な拠点であると思うわけがありますけれども、その認定子ども園、これは来月スタートしますけれども、もう一度ですね、本町におけるこの新しい施策についてですね、どのように考えられてきたのか、それはもう全く考えないで、もう人が少ないから仕方がないとそういうことでこういう再編の計画が上がったのか、いろいろ尽くしたけれども、やっぱりこれしかないというのかですね、そこらへんのことを最後にお聞きしたいと思います。

○議長（横山富夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（坪井万里君） 幼稚園の再編につきましては、昨日4名の議員さんにお答えをしてきたところでございます。就学前教育審議会の中でも4園から2園あるいは3園に再編、あるいは認定子ども園、幼保一元化いろんな議論がなされてきました。

先程、議員さん申しあげました認定子ども園についても、審議会の中でも議論をしてきたわけですが、何分いろんな方式はあるわけですが、非常にとにかく人数が少ないということで、それをどう解消するかということについては、今の4園をそのままずっと人口の推移からしてみても、継続をしていくというのは非常に厳しいということから、一定の基準を設けて再編計画を立てたわけでごさいます、今申しあげましたこの、議員さん申しあげました認定子ども園につきましても10月から新しくスタートをするわけですが、本町においては…

○議長（横山富夫君） 課長、時間がございませんので簡潔に。

○学校教育課長（坪井万里君） 昨日申しあげましたけれども、少子化の中で民間との競合あるいは施設の整備等々考えたときに、本町としては現在のところ認定子ども園、幼保を一緒にした施設の運営

というのは考えてないというところでございます。

以上でございます。

○議長（横山富夫君） 秦 時雄君。

○5 番（秦 時雄君） 以上をもって質問を終わります。

○議長（横山富夫君） 5 番秦 時雄議員の質問を終わります。

ここで昼食のため休憩いたします。午後 1 時から再開をいたします。

午前11時47分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○議長（横山富夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次の質問者は、6 番湯浅 至君。

○6 番（湯浅 至君） 6 番湯浅 至でございます。

今日の私の一般質問は3点について一般質問をいたしたいというふうに思います。まずインターネット関連、2番目に職員の勤務意欲向上、3つ目にゴミの処理についてでございます。

最初に、玖珠町のインターネットの普及状況についてお聞きしますが、初めにお詫びをいたしておきますが、片仮名とかローマ字とか余り聞いたことがないようなことが出るというふうに思いますので、それを日本語に直しますともっと難しくなりますので、そのまま使わせていただきます。

インターネットが爆発的に普及し、今ではなくてはならないものになっております。その前身はパソコン通信という、このインターネットはパソコン通信の一種でございますけども、双方向、1対1、お互いにデータを交換する方法でございましたけども、今ではネットワークのネットワーク、編目状に広がっておりまして、それを利用してプロバイダーというインターネットの接続会社を通じて全世界と通信ができるようになりました。

このインターネットができたときに、最も危惧されたのは、インターネットの恩恵を受ける地域とそうでない地域との格差、パソコンを持てる富裕層とパソコンを持ってない貧困層の差がますます広がるのではないかと、要は貧乏人がますます貧乏になるのではないかとということが危惧されたものでございます。

さて、狭い玖珠町の中を考えた場合、インターネットの今の現状はどのようになっているかということについてお聞きしたいと思います。まず、玖珠町内のどの程度の家庭がインターネットに接続をしているかということをお教え願いたいというふうに思います。

○議長（横山富夫君） 秋吉企画財政課長。

○企画財政課長（秋吉徹成君） お答えします。

現在、どの程度の家庭がインターネットに接続しているかとの質問でありますけれども、本町では I S D N方式、A D S L方式、通常回線によりインターネットに接続しております。その接続回線に

については現在うちの方にデーターございませんので、NTT西日本大分支局に問い合わせをいたしました。その報告によりますと、町内でインターネットに接続してる家庭は「フレッズISDN方式」で200件、「フレッズADSL方式」で1,000件でありまして、通常回線いわゆるアナログ回線でインターネットに接続している家庭については、把握できないとのことでありました。

○議長（横山富夫君） 湯浅 至君。

○6番（湯浅 至君） 今報告を受けたとおりでございますが、このISDN方式というのは200件というのは、これは後で言いますが、なぜ少ないかというのもいろいろ理由がございます。全国的な大容量、要するにADSL方式より早い接続方式のものは大体42～43%ぐらいというふうに言われております。大分県は約32%ほどで、九州平均が31%ですので、やや良いといいますが、全国としてちょっと10%ほど低いのが現状でございます。

玖珠町では局番の72局はADSLという高速大容量通信ができます。73局、私の住む北山田のあちらの方はADSL方式は接続できずにISDNしかできない、料金も通信速度もADSLとISDNと比べると比較にならないということでございます。そのうち、73局もNTTさんがADSLに変えてくれるのかなというふうに思うんですが、それも期待できない。多分今から先もそういうことに拡大されることはないというふうに思います。

今、役場では、大分県の豊の国ハイパーネットワークという光ファイバーつながっておりまして、非常に快適な通信ができています。ADSL方式というのはそれに近いものでございまして、役場の職員の方は非常に快適にやれて、それが当たり前だというふうに思ってるかも知れませんが、73局の方に行くときまちまと非常に苦しい状態でございます。

民間の光ファイバーについては、日田までは来てるわけでありまして、これらのことからですね、町としてブロードバンド普及拡大のために何か施策を考えているのか、それについて伺います。

○議長（横山富夫君） 秋吉企画財政課長。

○企画財政課長（秋吉徹成君） 今、議員のご質問のとおりでありまして、72局と73局の違いがありますので、そこについて町としての施策についてお答えしたいと思います。

高度情報化社会に対応するための課題として、ハード面では光ファイバー、ADSLなど情報通信の高速大量化に対応したインフラ整備を推進しなければならないと考えております。この情報化時代に対応するため、平成14年度に地域イントラネット基盤施設整備事業として、役場を起点としてメルサンホール、隣保館、給食センター、森自治会館、若竹保育園、わらべの館に光ファイバーを配線したところでありますし、本年度も地域イントラネット基盤施設整備事業として玖珠自治会館、北山田自治会館、八幡自治会館に光ファイバーを配線するよう総務課情報管理係でその手続きをしておるところでございます。

先程72局と73局のことについてご質問ありましたけれども、その件についてお答えしますと、森、玖珠、八幡地区については既に民間事業者によってインターネットに接続するADSL方式等高速回



線が入っておりますが、北山田地区には通常回線、ご質問のようにアナログ回線しか入っておりません。したがって、北山田自治会館への光ファイバーの配線の中に一般開放する線も確保することにしておりますので、これを利用すればそういう可能性が出てくると思います。

○議長（横山富夫君） 湯浅 至君。

○6番（湯浅 至君） 今、光回線、光ファイバーについてお答えいただきましたけれども、公的なところにネットを引いて、その先から端末から取ればというようなことのございますので、このそれから先の部分がなかなか業者が入らなくて難しいところがあると思いますので、できるだけそのへんのところができるように、ひとつ努力をしていただきたいというふうに思います。

3つ目に、今年の2月の新聞に県がブロードバンドサービスが受けられない山間地を対象に、豊の国ハイパーネットワークとかそのような光ファイバーのつながっている公民館や学校の近くに事業者が無線基地局を設置して、対象エリア内に無線での高速インターネットサービスを提供する仕組みで、県、町が必要な経費の一部を助成する事業が発表されておりましたけれども、玖珠町はどのように取り組んでおるのでしょうか、お答え願います。

○議長（横山富夫君） 秋吉企画財政課長。

○企画財政課長（秋吉徹成君） それでは、今のご質問ですけれども、私ども玖珠町としてですね、としての現段階における考え方を申し述べたいと思います。

今、議員ご指摘の補助事業は、大分県が毎秒1メガビット以上の通信速度を提供するブロードバンドサービスの地域間格差の是正を図るため、電気通信業者がFWA（固定無線アクセス）によるブロードバンドサービスの提供に必要な整備に要する経費に対し市町村が補助する場合、その補助に要する経費について助成するいわゆる情報通信格差是正事業だと思います。

この助成事業も電気通信事業者が参入するのが基本でありまして、私どもの方で調べてみますと、NTT西日本におけるサービス提供条件として条件が4つ程示されております。その1つがBフレッズADSL提供エリア以外であること、条件2 装置ができるスペースがあること、条件3としまして、光ファイバーケーブルが近隣まで来ていること、条件4としまして、半径800メートル以内に35加入以上の需要が見込められることと示されております。

この半径800メートル以内に35加入以上の需要が見込めることということで、仮に大分県と市町村がこの事業に助成する態勢が整っても、実際問題20戸以上の加入がなければ対象としない、対象としないような厳しい条件設定がされております。

本町としましては、現段階におきましては、そういうふうな厳しい条件等もございますし、いろんな問題もありますので、この情報通信格差是正事業に取り組むような検討をしていないのが現実でございます。

本町としましては、新時代に向けたスモールオフィス、ホームオフィスの展開として、地方に在住しても事業展開が可能な企業や個人などが、本町の自然や文化などにふれながら立地できる環境整備

が必要だと考えておりますし、各自治会館に配備された光ファイバーの民間開放を積極的に行っていきたいと思います。

先程質問にありましたように、なかなか条件的に厳しい、また私申し上げましたがこの電気通信事業者が参入できるような方法を今後とも検討していきたいと思っております。

○議長（横山富夫君） 湯浅 至君。

○6番（湯浅 至君） 県の進めてるこのブロードバンドサービスを受けられない山間地に対する事業については、非常に厳しいということのようでございますが、やはりこういうものは町としては投げかけてもらいたい皆さんに。20戸30戸玖珠町の状況としてはなかなか住居が集まって「やりたい」というのが集まりにくいかも知れませんが、こういう情報をやはり提供して、そういう意識をちょっと高めるだけでも私は良いのではないかなというふうに思います。

別の手段でなるべくつながるようにという努力をされておるようですので、ひとつよろしくお願ひしたいというふうに思います。

2つ目の、職員の勤務意欲向上についてということでございますが、最近もう公務員の不祥事が新聞に載らない日はないと言ってよいほど事件、事故が多発しております。元公務員としましても心を痛めてるところでございますが、これは最近の公務員の質が低下というだけではなくて、今まで看過された見過ごされていた事件・事故に国民の厳しい目が注がれ始めて、今まで余り問題とならなかったことや公表してこなかったことを、公表せざるを得ない状況になっているのではないかというふうに考えます。

このような中、昨年、県は、職員一人ひとりに目配りと気配りの行き届いた人材育成を進めるため、勤務評定制度を改正をしました。具体的には評価の低い職員には研修をしたり、改善がなければ退職勧告をしたり、部局長を除く全職員を対象を拡大したりとかいうことをしておりますが、町には勤務評定制度というのは確かなと思います、検討してるのかどうか、お答え願ひたいと思います。

○議長（横山富夫君） 日隈助役。

○助役（日隈紀生君） 2点目のご質問について、私の方からお答えさせてもらいたいと思います。

議員も申されましたように、最近の新聞紙上等公務員の不祥事私ども大変残念に思っておるところであります。

2点目の、町として勤務評定制度を何か検討してるかというようなご質問でございますけれども、全国の自治体のうちで現在何らかの勤務評定等の実施状況でありますけれども、都道府県や指定都市について約9割が実施をしております。普通の市におきまして、一般の市におきましては約6割、町村の場合には概ね4分の1、25～26%になると思っておりますが、そのような実施状況であります。

町村の場合には、比較的小規模な団体でございますので、実施をしてない理由といたしましては、職員数が少なく勤務実績の把握は比較的容易にされるということ、それから職員の異動も少なく毎年評価しても変化の可能性が強くないというような理由等によりまして、制度の導入が進んでいな

いと考えておるところであります。

しかしながら、今日地方自治体においても、組織の担い手であり職員自身の意識改革と能力開発を効果的に推進し、コスト意識や住民に対する指向性などを強く持つというようなそういう人材を育成する必要があるということは、もうご案内のとおりであります。

また、社会経済情勢の変化の中で複雑多様化する住民のニーズに対しても、その事務処理を行うにあたりまして、個々の職員については困難な課題を解決する能力と高い実績を上げることがこれまで以上に求められておるということも確かなことであります。

このようなことから、これまでのような年功序列的なものから、個人の能力や業績を重視した公正・公平な人事管理を実現するための何らかの勤務評定制度については必要なことと私どもは考えております。

ご指摘いただきましたように、職員一人ひとりの能力や業績を適正に評価したうえで、真に能力本位の適材適所の配置を推進するためにも、私どもとしては今後何らかの勤務評定制度の導入について検討したいと考えておるところであります。

以上であります。

○議長（横山富夫君） 湯浅 至君。

○6番（湯浅 至君） 勤務評定制度というのは非常に難しいんですね。人が人をその評価をするというのはこれほど難しいものはないんですが、しかし、それぞれ職員一人ひとりが頑張っているところを誰かが評価をしてあげなきゃいけないこういうものがありますし、上司となる管理者はそれを見出す、それを見つけないといいますが、そういう判断を下せるというものにやはり自分もスキルアップしなきゃいけないというように、非常に良い効果が表われますので、是非ともこれは検討していただきたいというふうに思います。

次に、服務意欲の、勤務意欲の向上のための施策というのはいろいろあります。先程の勤務評定制度もそうでございますが、その中で一番端的なのは信賞必罰、最も単純で運用しやすいというふうに思います。

町の例規には、玖珠町の例規には職員の罰則規程はありますが、どうめくって見ても表彰、誉めることに関してはそういう規程は見当たりません。ただひとつ、1つは強いて言えば、職員の給与に関する条例の第7条5項に「職員の勤務成績が特に良好である場合には特別昇給できる」という項目があって、唯一これがそうかなというふうに思いますが、これは多分適用されたことはないというふうに思います。

職員の罰則規程があって厳しく罰則をしてるのに、表彰の規程がないというのは、本当に私が読んでて不思議な気がいたしました。よく職員が自ら、表彰してくださいよと、こういうことは言えませんので、気づいた人がその場で言うのが大切なことだと思って、私は今回取り上げさせていただきました。

職員も自分自身のスキルアップのために努力してる人もいるでしょうし、端的に言えば自分の職務に関連する公的資格にチャレンジして、達成した者についてはそれなりの処遇をするなどの必要があるというふうに考えますし、本来公的に必要な資格であれば公費で取らせるということも必要だというふうに考えます。公的な資格を持った職員が増えれば、関連業者等に対しても適切な指導ができます。経験がなくても資格を持つただでできるわけでございます。

指導はして、そして対等に意見が申せる、対等以上に意見が申せる。そして町民の方からいろんな専門的な相談を受けたときに、その資格があれば相談に乗ることもできますから、まさに町民のための職員になれるそういうふうに思います。

このような中、信賞必罰に考えから今後、表彰規定を設けてはどうかと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（横山富夫君） 日隈助役。

○助 役（日隈紀生君） 議員ご指摘のように職員に関する表彰規定については現在持ち合わせをしてないところであります。

町民に対しましては、玖珠町表彰規定というのがございまして、町民の方々の産業とかスポーツとか教育とか文化・芸術等々について、特に顕彰のある人については、「町民の日」等に表彰してるところであります。ご指摘のような職員の表彰規定ございせんので、やはり職員のやる気を喚起するためには、表彰規定というのは必要なことだと考えております。

したがいまして、今後、職員の職責に対する功労や功績についての表彰規定ということ調査研究してみたいと考えております。

○議長（横山富夫君） 湯浅 至君。

○6 番（湯浅 至君） 是非とも表彰の規定、規定といいますか、それに近いものを定めていただきたいなど。厳しくすればする程やはりやはり良いところは誉めるといことがなければ何もなりませんので、ひとつよろしくお願ひしたいというふうに思います。

最後でございますが、ゴミの処理について、ゴミを分別して出すことは随分町内にも定着してきたように思います。ペットボトルのジュースを飲み終わると私でさえ、私でさえラベルをはがすくせがついております。これはもう町の働きかけの賜物だというふうに思います。

そこで、町内でもゴミの分別が変わり、燃えないゴミが4分別になったんですが、家庭から出されるゴミの分別の状況は今どういう状況にあるか、お答え願ひたいというふうに思います。

○議長（横山富夫君） 中尾住民課長。

○住民課長（中尾 拓君） それでは議員さんの質問にお答えいたします。

今年の5月に分別回収を始めました、発泡スチロール系ゴミの分別状況は、8月までの4カ月間で回収量は4トン車15台分で、重量にしますと約6トンが焼却ゴミから資源へと変わったこととなります。

このことにより、焼却コストも少なくなり、節約できたことになりました。これは今年の4月からこれまで、職員が町内各地で約60回開きました環境学習会などの成果が表われ、町民の皆様にご理解をいただいたと感じているところでございます。

現在、ゴミの分別は燃えるゴミのほかに、第1分別（瓶・缶・ペットボトル）などのリサイクルできるもの、第2分別（ガラス類・陶磁器類）などリサイクルできるもの、第3分別（鉄製品・トタン）などリサイクルできるものに分別していただき、収集をいたしております。

しかし、分別の状況と言いますと、缶・瓶・ペットボトルの第1分別に第3分別のスプレー缶が入っていたり、埋め立てゴミの第2分別に瓶や缶が入っていたりと、まだ分別の内容が多く町民に定着しているとは言えない現状でもありますことから、今後、ゴミステーションや各家庭へイラストなどを中心とした分かりやすい分別方法、看板、チラシの配布、環境学習会の開催等を行い、啓発に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議 長（横山富夫君） 湯浅 至君。

○6 番（湯浅 至君） まだなかなか徹底しないということですが、これは当たり前の話でございまして、これは何回も何回も啓発をしないとできないということでございます。

学校をお願いをして、子どもたちにそういう授業の中に取り込んでもらって、そしてそれを家に持ち帰って子どもたちが「違うよ」というようなことをね、するようなこともできるというふうに思いますので、ひとつ考えていただきたいというふうに思います。

2つ目に、回収日についてですね、燃えるゴミを週に2日というような要望もありますけれども、最も多いのは発泡スチロールの回数が2カ月に1回だと、置き場所に困る、月に1回にならないかということでありまして、昨日も八幡出身の議員が同じ質問をしておりましたけれども、別に足並みを揃えたわけではなくこれは多くの町民が望んでいることだというふうに思います。

このような意見が我々に出て、役場に出ないのはなぜかと、来てるのかも知れませんが、どうせ言っても無駄というふうに思っているのか、どこに言えばいいのか分からないのか、もし無駄だと思っているのであれば、それは開かれた役場にはならないというふうに思いますし、この際、昔流行った役場の中に「すぐやる課」とか「何でもやります課」を作って、住民の要望に速やかに対応するところを新設、今非常に財政厳しい中ですからこんなことを言うと怒られますけれども、そういうふうな考えも持ったらどうかというふうに思います。

もう1つありましてですね、不燃物の回収袋というのは小がありますか、小さいの。

（○住民課長（中尾 拓君） 小はないです。）

○6 番（湯浅 至君） ないでしょう。実はですね、不燃物というのはそんなに多くはないんですね。例えば茶碗の割れたのとかそういうものを大きな袋一杯になるまで置くことはありませんので、どうせ袋の代金はそれぞれ町民が払うわけですから、小さいタイプも作ってもらいたいという意見がございまして。無理難題と言うわけではありませんから、ひとつ検討していただきたいなというふうに思い

ます。課長さん何かありますか。

○議 長（横山富夫君） 中尾住民課長。

○住民課長（中尾 拓君） それでは、議員さんからのゴミの回収の回数と発泡スチロールの回収等につきましてもありましたから、町の考えを申し述べたいと思います。

町の方にも町民の皆さんから議員さんご指摘のように燃えるゴミを週2回や、発泡スチロールの回収回数をもっと増やしてほしいとの要望が寄せられております。

しかし、現在ゴミの収集は4台の車で、月曜から土曜日までフル稼働で行っておりまして、現状のままでは収集回数を増やすことは困難な状況でございます。また、収集車を増やすことになりまして、車の購入経費は勿論人件費、燃料費等必要経費も多くかかり、新たな財政負担を伴うことになり、苦慮しているところでございます。

そのようなことから、今議会に、ゴミ問題に対する町民の責務や減量義務、事業者の責務や減量義務、町長の責務などを謳っております、玖珠町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の制定をお願いしているところでございます。この中で、ゴミの減量の一層の推進や適正処理などの問題、例えば事業者が排出する事業系ゴミにつきましましては、現在、町のゴミ収集車で回収しておりますが、本来事業活動に伴って排出される事業系ゴミは、自らの責任において処理することが原則でありますことから、この見直しを行ってみたいと思います。

また、今まで各家庭の前に出していたゴミ袋については、ゴミ処理の効率化を図るため、ゴミステーションなどの設置を普及推進することなどにより、ゴミ収集業務の効率化に努め、家庭ゴミの収集体制は充実させたいと考えているところでございます。

このことにより、発泡スチロールの回収回数や燃えるゴミの収集回数などの問題についての収集体制は充実をさせたいと考えております。

以上です。

○議 長（横山富夫君） 湯浅 至君。

○6 番（湯浅 至君） 今、ゴミの収集が限界に来てるというお話でございます。多くの町民から望まれるのであれば、これくらいの出費はもうしょうがないかなというふうな感じもしますので、是非ともそういうふうに希望に応えられるようにひとつよろしくお願ひしたいと思います。

やはり我々はやっぱり町民の望むことは100%勿論出来ませんが、しかし、なるべく沿うようにするのが我々の努めだというふうに思いますので、ひとつよろしくお願ひして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長（横山富夫君） 6番湯浅 至議員の質問を終わります。

次の質問者は、2番清藤一憲君。

○2 番（清藤一憲君） 議席番号2番清藤一憲です。一問一答でよろしくお願ひいたします。

18年第3回定例会議も、一般質問私が最後ということで、初めてのとりということでございます。

今日は3つの質問をしたいと思います。1つは日出生台の米軍実弾演習について、2つ目は文化会館基金について、3つ目が15年の4回定例会議で質問した武家屋敷の質問でございます。以上、3点の質問をさせていただきます。

日出生台沖縄米軍訓練について。

在日米軍再編で沖縄海兵隊がグアム移転が決まりました。決定前に四者協に対して移転の打診はなかったかという質問でございます。

在沖縄米軍移転問題で3町（玖珠・九重・湯布院）連絡会議が約11～2年前に発足しました。当時繁田議員、中川平和センター事務局長が私のところへみえまして、事務局長を受けていただけないかと言われました。7カ月で良いですよということでしたけど、実質7年間にわたって事務局長という立場を取らせていただきました。当時、町長が会長で自治委員、婦人会、老人クラブ、大きな団体でこの組織を運営していました。これは今も同じでございますけど、平成9年4月22日平松知事の「いかんともしがたい」で演習場の受入れが決まりました。それで町長は会長から顧問という立場になり、私は7年間務めました。議員という立場で今は事務局長を辞めています。その間、辞めた後もやっぱりグアムの移転問題だといろいろありましたけれども、やはり日出生台というのは沖縄に非常に近い地理的にもあるし、移転するには非常に向こうに移すよりもお金がかからない、そこでいつも疑問に映ってるのに、大分四者協に対してその話がなかったかどうか、それをお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（横山富夫君） 小林町長。

○町長（小林公明君） 日出生台演習場におきます米海兵隊の実弾射撃訓練の問題につきましては、我が町の課題に限らず、大分県、ひいては日本国の安全保障の問題にもつながってまいりますので、私の方から答弁をさせていただきたいというふうに思います。

在日米軍の再編、トランスフォーメーションというふうに言われておりますけれども、そのことで海兵隊はグアムに移転するようになったけれども、その海兵隊の移転先として大分県に何か話がなかったかということだろうというふうに思います。

現在、この移転ということが155ミリ榴弾砲の実弾射撃訓練をやっております海兵隊の移転基地として、日出生台がという話がということであれば、四者協の方にはそういう話はございませんでした。

現在、この海兵隊は沖縄県の金武町のキャンプハンセンにベース基地があるわけですが、それが、今回の再編に絡んで再編のときに、日出生台に来るかも知れないという記事が一部新聞紙上でたことがありました。続いて、矢臼別、そして北富士というふうな記事は出たことはありますけれども、この海兵隊の実弾射撃訓練をやっております海兵隊の基地が大分県に移転するかどうかという話は四者協として正式に何も受けておりませんし、私としても承知をいたしておりません。

以上であります。

○議長（横山富夫君） 清藤一憲君。

○2 番（清藤一憲君） 一安心でございます。やはり来ていただきたくないというのがこれ本音でございます。もしこれから先もこういう話が出ればびったりと四者協で断わっていただきたいと思っております。

次に、小火器訓練に対して四者協の薬師寺県生活環境部長の発言についてでございます。

県と3町の代表者四者協は、8月4日、県庁で協議会を開き、陸上自衛隊による同様の小火器訓練の視察結果を総括しました。安全には問題はないとの認識で一致しました。協議会では7月に視察した訓練について、参加者が十分な安全対策が講じられていたことを確認し、射撃音も小さいとの意見でまとまった。これは8月5日の大分合同新聞に掲載されていた記事です。ほかの新聞も同様に安全対策に問題はなく、騒音としても大砲と比べると余り大きくないと書かれています。

日本の自衛隊の訓練を見て、米軍も同じだという判断はまたいかがなものかと思ひまして、また、8月10日の新聞では薬師寺部長は、県として今回の説明で拡大はないと理解できると発言している。新聞を読む限り、小火器訓練は安全だから受入れますと県民に対して言ってるように、新聞記事では私自身が受け止められました。

なお、8月21日の定例記者会見で広瀬知事は、悩ましいが大砲の訓練に加えて小火器の訓練をするなら、協定に照らし合わせればプラスになるということで、拡大になるという発言をしております。

これは薬師寺部長の発言をあわてて否定したというような形になってますけど、これから先町長及び四者協の対応はどんなふうを考えているか、お聞きしたいなというふうに思っています。

○議 長（横山富夫君） 小林町長。

○町 長（小林公明君） 確かに、新聞紙上によりますと、大分県の担当部長は記者団に対しまして、県としては今回の説明で、今回の防衛施設庁の説明でということだと思ひますが、拡大ではないと理解できるというふうにコメントし、また、訓練の縮小廃止を求める立場に変わりはないということコメントしてるようであります。

その後、知事も現在の基本協定にないんで、これをするとすればプラスになるというふうなことから、そういうコメントを出してるようであります。

この問題につきましては、今年の1月末に防衛庁の方から小火器、いわゆる機関銃12.6ミリが小銃、そういう小火器の実弾射撃をさせてくれというふうな要請があったわけでありまして、その際、県と関係市町で作ります3町で作ります「日出生台演習場問題連絡協議会」いわゆる四者協でありますけれども、これが統一的に回答して、平成10年に結びました基本協定、この中には155ミリ榴弾砲ということが書いてありまして、そこには申し出の小火器の記載もないと。したがって、これは協定にはないことから拡大につながるというふうに考えて、これの受入れを直ちにお断りしたわけでありまして。

その後、再度文書で私ども直接赴きまして、受入れはお断りをしたところでありまして。ただ、そのお断りをした際に、また再び防衛施設庁の方から、是非これは受けてほしいという要請がありました。



これも新聞紙上等で公表されておりますけれども、更に、そのために是非米軍の演習、小火器の演習とはどういうものなのか、あるいはこの小火器の実際の発射の状況はどうなのか、あるいは全国5つの基地、今回の155ミリ榴弾砲の演習は全国5つの基地と演習場で実施されておりますけれども、ほかのところでも実施された演習を見てはどうかというふうな話があったわけでありまして。四者協としては、この実弾射撃訓練の実態を見ておく必要があるということから、米軍の小火器の演習について説明をまず受けますとともに、自衛隊が実際に日出生台で小火器を使って演習しているところを視察させていただき、また、大城寺原で第1回が行われたわけでありましてけれども、その大城寺原の訓練の実態等も説明をしていただいたところであります。

そういうことを踏まえて、現時点で四者協としては、この米軍の小火器の訓練については必ずしも演習の拡大につながるということは言えないのではないかというふうな認識を持ったところでありまして、その認識を受けて大分県の部長は拡大につながるには言い難いということを上申したというふうに、部長の発言はその理解に基づくものというふうに理解しているところであります。

四者協としてはご案内のとおり協定を結んだ時点から、演習の縮小廃止に向けていくんだという基本的なスタンスを持っているわけでありまして、今回のこれまでの経過を踏まえてですね、近々また四者協で今後の対応を協議していくということになってるところであります。

以上であります。

○議長（横山富夫君） 清藤一憲君。

○2番（清藤一憲君） 今、町長から四者協の説明がありました。北海道矢白別では18年7月25日に受入れを表明しています。宮城県大城寺原は6月12日にやはり小火器訓練の受入れを表明しています。静岡県東富士では18年6月5日に小火器の受入れをしています。山梨県北富士では6月2日にやはり受入れをしています。大分県日出生台は5月の16日に四者協でぴったりとお断わりをしている状態です。

こういう状態で来年のですね、2007年10月にまた新たな協定が結ばれることになると思いますけれども、やはり日出生台の8割を占める玖珠というのは、非常に大きな私は発言力のある四者協の中でも発言力のある場所におりますし、断固としてやはりそういうことはOKを出していただきたくないというふうに思っています。

回りの演習場からOKをもらい、最後に大分しか残ってないよと、国の専管事項だからOKしなさいということになると、またこれ平松知事の、いかんともしがたいと同じような状況になるんじゃないかということを非常に思いますし、私自身沖縄にも何回か行きました。皆さん行かれたこともあると思いますけれども、国際通りずっとまわりますと、非常に米軍の払い下げのものがたくさん売られています。薬きょうだ、鉄砲の弾だ、それ何だということで、こんなものがお土産屋に売られるんだろうかと、どこからどういうふうに流れるんだろうかということ、沖縄の国際通りのその米軍の払い下げ土産店に行く度に思うんですけれども、それ皆さん行って見れば分かると思いますけれども、

多分日本の自衛隊ではそんなことはないと思います。

これはちょっと通告にもありませんけれども、ここですね、青森県の海艇が機関砲の誤射、なお、玖珠駐屯地の小銃と拳銃がなくなってるということで、今大変な事態になってますけど、このことに関しまして町にどういうご報告があり、また、町としてはどういう対応をとったかお聞きしたいと思いますので、お願いいたします。

○議 長（横山富夫君） 秋吉企画財政課長。

○企画財政課長（秋吉徹成君） それでは、通告にありませんけれども、新聞紙上でこういうふうに出ておりますので、現在までの玖珠町としての対応についてお答えしたいと思います。

去る8日（金曜日）の夜、陸上自衛隊玖珠駐屯地より町長に対し、玖珠駐屯地で銃2丁と弾倉が紛失した旨の連絡がありました。その後、町長より助役、関係課長に連絡指示がありまして、9日（土曜日）の9時より町としての対応について町長、助役、関係課長、関係職員で協議したところであります。

玖珠駐屯地からの正式な報告につきましては、その後10時20分より役場応接室におきまして、玖珠駐屯地から銃2丁と弾倉紛失についての経過、そして現在第4師団として全力挙げて捜索中である旨の報告を受けたところでございます。

この報告を受けまして、町として支援、協力ができることがあれば対応する旨を伝えたとところでございます。

○議 長（横山富夫君） 清藤一憲君。

○2 番（清藤一憲君） 大変な事態になってると思いますけど、これ早いことに解決することを私たち町民としては願うばかりのことでございます。

次に、文化会館費について質問したいと思います。

まず1つが、文化会館建設予定は、2つ目が文化会館と歴史資料館の違いはということ、3つ目が文化会館建設予定地はということで質問させていただきます。

文化会館基金については、平成14年第7回議会で畑山議員、平成15年第4回議会で片山議員が質問をしています。

現在、文化会館基金は2億4,200万5,889円の基金が積み立てられています。前の基金条例では、文化会館を建設するためということになってますけど、17年3月議会で文化施設を建設する資金とするに変更しています。

基金を積み立ててもうこれかれこれ20年近くなるわけですけど、文化会館の建設予定はありますかということでお聞きしたいと思います。

○議 長（横山富夫君） 秋吉企画財政課長。

○企画財政課長（秋吉徹成君） それではご質問にお答えします。

今、申されましたようなことは、玖珠町第三次総合計画に掲載されています。その中身を見ますと、

文化会館の建設は、都市との交流を通じクラシック音楽や絵画など質の高い作品にふれるなど、芸術鑑賞の場と同時に町民の文化的発表の場としての設置が望まれております。しかし、その目的を含みましたメルサンホールが平成13年に完成しましたので、先程申し上げましたように、クラシック音楽や絵画などの芸術鑑賞の場、文化的な発表の場など同一機能を持った施設を建設する考えはありませんが、先程議員の質問の中で文化会館を建設する資金から、17年の3月議会で出されました文化施設を建設するというふうに定義付けられましたので、私どもとしては博物館や美術館、歴史民俗資料館などの文化施設の建設につきましては、今後の検討課題だと認識してるところでございます。

○議長（横山富夫君） 清藤一憲君。

○2番（清藤一憲君） 今、秋吉課長が答弁なされた部分は、第2番目で僕が聞こうかなと思ってたところでございますけど、文化会館の建設に対しましては、片山議員がやはりメルサンホールが出来たんでもういらんんじゃないかという質問してたみたいですから。

なおかつ、条例が変わりましたので、今課長が言われたように資料館並びにそういうものでしたら併用がきくというふうにとらえていいわけですね。はい。

それでは、3番目の文化会館建設予定地はということで質問したいと思います。

17年3月2日に角牟礼城跡が国指定になりました。古い町並み、武家屋敷などが残り、玖珠町の歴史と文化の中心だった森町こそが、森地区ですね、文化会館もしくは歴史資料館とかこういう建設の予定地には適してるんじゃないかと思えますし、今武家屋敷も見直されてますし、庭園に対しても文化庁の方が今いろいろ調べてます。非常に歴史的に多く残る地域でございますので、そこが私個人としては最適地ではないかというふうに判断してますけど、そういう予定地の予定はあるかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（横山富夫君） 秋吉企画財政課長。

○企画財政課長（秋吉徹成君） 今、質問にありましたように、森地区につきましては、久留島庭園や栖鳳楼などの調査をしておりますし、やがて国指定への可能性も近まったというふうに感じておるところでございます。そういうことの中からですね、お答えしたいと思います。

先程私が申し上げましたように、メルサンホールと同一機能を持った施設を建設する考えはございませんが、先程申し上げましたように博物館や美術館、歴史民俗資料館などの文化施設の建設につきましては、今後の検討課題、いろんな面を含めましての検討課題だと考えております。

したがって、文化会館そのものの建設を考えておりませんので、その予定地も考えていないということになります。

○議長（横山富夫君） 清藤一憲君。

○2番（清藤一憲君） ここで条例が変わりましてですね、文化会館などということに変わってますんで、文化会館じゃなくても結構ですからそういう予定地があるかどうか。それは難しいですか答弁としては。

○議 長（横山富夫君） 秋吉企画財政課長。

○企画財政課長（秋吉徹成君） 今まで第三次総合計画、四次、今いろいろ基本構想ありますし、そのアクションプランとしての企画財政課が持つてる施策事業3カ年事業の中では議論したこともございますけれども、確実にここだというふうなですね、予定地は現在持ち合わせておりません。しかし、いろんな話の場では、どこがいいのかなというふうなことは話をした経緯はないことはありません。

○議 長（横山富夫君） 清藤一憲君。

○2 番（清藤一憲君） 大体皆さん頭の良い方ばかりですから、すぐそれは結論が出るというふうに思っています。

それでは、文化会館の質問を終わりにして、3番目に平成15年第4回定例会議において武家屋敷の質問をしたが、その結果についてということで質問をさせていただきます。

武家屋敷の調査についてどのような調査をし、また、調査をさせたかということですが、その前にちょっとこれだけ読ませていただきたいと思います。平成16年3月の玖珠町議会定例会、町長の所信表明でございます。

「これまで町政を執行するにあたり、私自身が町民の一人であることを常に自覚し、町民一人ひとりと同じ視点に立って、公正で爽やかな行政に全力で取り組んでまいりました。今後ともさらにこの姿勢を保持しながら積極的な行政を進めていきたいと考えておりますけれども、そのためには町民皆さんの町政に対するニーズ、そしてそれを代表する町議会の幅広いご意見ご要望に対し真摯に受け止め、町政に反映させていくことがまず大切であるというふうに思っています。」これは町長が所信表明で語られた言葉です。

武家屋敷の質問に移りますけど、日隈助役に15年度に最後に武家屋敷に関することを聞きました。お聞きしました。昭和55年から56年にKプランDの川端さん、昭和61年から「明日の玖珠を目指して」、平成5年から12年「くすプラン21」、平成13年から22年第四次計画では「伝統的建造物群の整備活用―旧豊後森藩の宅居にあった三島公園周辺は武家屋敷や町家が残っている。これは個人所有ではあるが景観上貴重な財産であり、文化財登録制度などを活用し、修復してこれらを活用して地域の活性化を図る。」と書かれています。

この15年の質問でも武家屋敷は大変貴重なものです。何とか保存の方向で努力したいとお答えになっています。当時の佐藤生涯学習課長が答えていますが、調査の予算は付いてません。生涯学習課が何とか調査してくれということで依頼したと思えますけど、調査費は付けなかったと思えます。なぜかということでもちょっとお聞きしたいと思います。

○議 長（横山富夫君） 日隈助役。

○助 役（日隈紀生君） 議員の3点目のご質問にお答え申し上げたいと思います。

文化財関係につきましては、本来社会教育課の所管でありますけど、ご指名でありますので答えさせていただきますと思います。

議員が申されましたように、平成15年と16年の2回にわたりまして、武家屋敷の保存についてのご質問があったところであります。その際、町としてはまず担当課に現状をしっかりと調査させる必要があるというようなこととお答え申し上げたと思います。予算の問題等議員としての指摘ありましたが、そういうお答えを申し上げたと思います。

で、その後文化財の担当課であります社会教育課の方で、17年度にご案内と思いますけど、森町の中の代表的な古い商店街7戸と、これ併せまして武家屋敷の代表的な建物、このときには4戸調査を文化財の担当の専門の職員にさせたところであります。

調査の内容につきましては、武家屋敷の敷地の見取り図や建物の平面図、それから建物の建築年次とか建築様式等について図面を作りまして武家屋敷の基礎的な資料を作成したところであります。

それから、今年の7月に九州大学の宮本先生が学生とおみえになりまして、その際、2日間にかけて武家屋敷の4戸の調査をしていただきました。後ほどまた近々その調査結果については町の方にお送りいただくとなっております。

私どもこれらの調査の過程の中で、改めて武家屋敷の貴重さについては認識をいたしたところであります。上谷、旭谷の武家屋敷は残ってるのは11戸だと思いますが、そのうちの6戸についてはもう既に空き家になってるような状況でございます。現在、保存状態の良いような大変良い建物が1戸ございます。そのほかについてはかなり老朽化が進んでおりますし、改造改築が進んでおるような状況にあります。

また、居住されてる所有者との協議などありまして、保存修理については大変困難が予想されると思います。しかし、町としましては国・県等の諸制度、ここに重伝建とか文化財の登録制度等がございますけれども、それらを適用できるかどうかということ、今後専門家等の十分意見を聞きながら調査研究は引き続いてやりたいというのが現在の町の考え方であります。

○議長（横山富夫君） 清藤一憲君。

○2番（清藤一憲君） 何で3年前のものを取り出して質問したかといいますと、全部のプランに日限助役係ってるわけです。なおかつ1本の線で私はずっとやっていきたいということは大事にしたいということで答弁したにも係らずそれから3年経ったわけです。3年経ってもこのくらいのことしかできてないわけです。教育委員会の野口君が原田家、茨城家、溝口家、千葉家、瀬口家の4軒を調べました。九大の宮本先生も7月に私のところに来ました。7月の17日が千葉家、18日が荒木家、同じく18日が佐藤家、19日が茨城家、これは私の同級生の家ですけど、連絡してくれないかということで調べさせていただきました。今言われたように、見取り図から全部位置図全部示されています。「これ先生どうするんですか」と言ったら、「これは私の個人的な調査です」ということです。町に頼まれて調査したわけでもないわけです。だから町でいかにも調査したような言い方ですけど、これは宮本先生個人で調べたいからということで調べた資料でございます。そのへんをやっぱり混同していただきたくないと思いますし、3年経てばまだ家が傷みます。感心なのは野口君は非常にああいう古

いのが好きだということで、古井先生、昔の古井六彦先生と私たちのボーイスカウトの先生がいました。森中央小学校の校長先生です。ボーイスカウトのときにやっぱり行くと、玄関に立派な鎧が飾られて、その日の報告をしながら行ったんですけど、その家がもう土がはててしまってるわけですけど、それを野口君が今買って改修し、わらぶきを葺きながら相当なお金をかけてるそうです。ですから皆さん1回行って見ると、おう、これが本当の武家屋敷かというぐらいに立派になってますし、是非行って見ていただきたい。あのへんの情景が非常に良いと思ってますし、森のこの間ご婦人方も数名連れて案内したら、森の人でさえこんな奥にこんな良いのがあるのかというふう感到非常に感心なさってますし、皆さん方も1回足を運ばれば、これは本当に保存しなきゃならないものだと、担当課が違っても思うと思いますので、是非行って見ていただきたい。

最後をお願いしたいのは、いわゆる助役というのは町長を助けるのが仕事でございますけれども、部下を助けるのもまた仕事でございます。どうぞ一生懸命やってる彼に対して一生懸命応援していつてあげたいし、何億とかかる予算を付けてくれと言ってるわけでないし、やはり本当にこれから大切な調査をしていただきたいので、そのへんのことをよく頭に入れていただきたいと思います。

以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（横山富夫君） 2番清藤一憲議員の質問を終わります。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明13日から26日までの14日間は、各常任委員会、決算特別委員会、県体など開催されます。議案考察のため休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山富夫君） 異議なしと認めます。

よって、明13日から26日までの14日間は、各常任委員会、決算特別委員会並びに県体など開催のため、休会することに決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、議会運営委員長報告にありましたように、散会后直ちに基地対策特別委員会を開催し、その後全員協議会を開催いたしたいと思いますので、議員の皆さんにはよろしく願いいたします。

ご協力ありがとうございました。

午後2時06分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成18年9月12日

玖珠町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員